

香川県立図書館参考調査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館規則（以下「規則」という。）第19条に規定する参考調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において参考調査とは、香川県立図書館（以下「県立図書館」という。）に調査依頼のあった質問又は相談（以下「質問等」という。）について、県立図書館の資料と機能を活用し、依頼者に回答すること及び質問等の予想される主題に関し、必要な資料を整備することをいう。

(除外事項)

第3条 規則第19条第2項第6号に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 他人の生命、名誉及び財産等に損害を与え、又は社会に直接悪影響を及ぼす恐れのある質問等
- (2) 特許相談又は財務相談
- (3) その他県立図書館が行う参考調査として適切でないもの

(回答の原則)

第4条 回答は、口頭、電話、電子メール又は文書により行うものとする。

- 2 回答は、資料を提供することを原則とし、依頼者に代わって調査研究すること及び質問等への解答そのものは行わない。
- 3 前項の規定にかかわらず、軽易な質問等であって適正な資料の裏付けのあるものについては回答を行うことができる。
- 4 県立図書館に資料がない場合は、他の図書館又は専門機関等（以下「他の図書館等」という。）へ紹介又は照会するものとする。
- 5 回答は必ず情報源を明らかにしなければならない。
- 6 重要と思われる質問等の回答は、館長の決裁を受けたのち文書により行うものとする。
- 7 前項の回答は、参考調査回答書（第1号様式）により行うものとする。ただし、館長が適当と認めたときは、この限りでない。

(経費の負担)

第5条 参考調査の回答に必要な郵便料金及び複写料金は、依頼者の負担とする。

(他の図書館等への所蔵調査依頼)

第6条 他の図書館等に対して文書による所蔵調査を依頼する場合は、所蔵調査依頼書（第2号様式）により行う。

(記録・統計)

第7条 参考調査の依頼を受けたときは、1件ごとに質問等の処理過程等及び回答をレファレンスカード（第3号様式）に記録するものとする。ただし、軽易な質問等で即答できるものについては、クイック・レファレンス統計票（第4号様式）に件数を記入し、レファレンス

カードへの記録を省略することができる。

2 参考調査の統計は、レファレンスカード及びクイック・レファレンス統計票に基づき作成する。

3 レファレンスカードは、分類して保管する。

(資料の整備)

第8条 次に掲げるものは、参考調査資料として常に収集、整備に努める。

(1) 参考資料

(2) 自館で作成する目録、索引及び名簿類

(3) その他参考調査に必要な資料

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 香川県立図書館参考調査規程（昭和58年9月1日施行）は、廃止する。